

酪農学園大学酪農学部食品科学科同窓会会則

制定日 平成 4 年 3 月 17 日
改正日 平成 6 年 3 月 16 日
平成 7 年 3 月 15 日
平成 9 年 3 月 17 日
平成 11 年 6 月 19 日
平成 22 年 8 月 28 日（最終改定）

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、酪農学園大学酪農学部食品科学科同窓会と称し、事務局を北海道江別市文京台緑町 582 番地 1 酪農学園大学内に置く。

第 2 条 本会は、卒業生の親睦と連携を図り併せて酪農学園大学酪農学部食品科学科の充実と発展を期することを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 同窓会誌の発行
- (2) 卒業生名簿の整備と作成
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事項

第 2 章 会 員

第 4 条 本会の会員は以下に該当するものとする。

- (1) 酪農学園大学酪農学部食品科学科を卒業した者
- (2) 酪農学園大学大学院を修了した者のうち、食品科学科教員の研究室に所属し、大学院担当教員から研究指導を受けた者

第 3 章 役 員

第 5 条 本会の役員は、理事及び監事とし、定数は次のとおりとする。

- (1) 理事：10 名を上限とする
ただし、次条に定める卒業期会員互選の理事は定員に算入しない
- (2) 監事：若干名

第 6 条 各卒業期の会員互選により、1 名を上限として理事を選出することができる。

第 7 条 理事は、理事の互選により、1 名の会長を選出する。

2 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

第 8 条 理事は、会長を除く理事のうち互選により副会長を 1 名選出する。

2 副会長は会長を補佐し、会長が事故等で会務を実行できない時はその職務を代行する。

第 9 条 理事は、会長及び副会長を除く理事のうち互選により、常務理事を 2 名選出する。

2 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長及び副会長が共に事故等で会務を実行できないときは、会長が予め指名した常務理事がその職務を代行する。

第 10 条 理事会の組織、運営は次のとおりとする。

- (1) 理事会は理事全員で構成する。

(2) 理事会は会長が招集する。

(3) 理事会は年1回開催する。

但し、会長が必要と認めた場合は臨時に開催することができる。

第11条 理事会で議決すべき事項は次のとおりである。

(1) 会則の変更

(2) 理事の選任

(3) 前年度の事業報告及び収支決算

(4) 当年度の事業計画及び収支予算

(5) 酪農学園同窓会連合会の理事、評議員及び幹事、並びに酪農学園大学同窓会
校友会の理事及び代議員の選出

(6) その他、会務の執行に必要な事項

第12条 会長、副会長、常務理事及び事務局長をもって運営委員会を組織する。

2 運営委員会は、理事会の議決に基づく事項のうち、その執行について協議する。

第13条 監事は理事および事務局員を除く会員より、理事会において選出する。

第14条 監事は本会の会計及び財産状況を監査し、結果を理事会に報告しなければならない。

第15条 役員の任期は、4年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補充役員、および新規卒業期理事の任期は第1項の残任期間とする。

第4章 事務局

第16条 事務局は学校法人酪農学園に勤務する会員で構成する。

第17条 事務局員の互選により1名の事務局長を選出する。

2 事務局長は必要に応じて、事務局内に次条に定める業務を監査するため、事務局内監
査員を置くことができる。

第18条 事務局は、次の業務を行う。

(1) 運営委員会に関する業務

(2) 理事会に関する業務

(3) 会費徴収に関する業務

(4) その他、本会運営等に必要な業務

第5章 会計

第19条 本会の会費は15,000円（終身会費）とし、卒業年次に徴収する。

2 第4条1項1号に該当せず、同条同項2号にのみ該当する会員は、当分の間、前項に
定める会費の負担義務を負わない。

第20条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月末日とする。

第21条 本会の資産は、理事会が管理する。ただし、理事会はその業務を事務局に委託するこ
とができる。

第6章 附則

第22条 本会に必要な細則は、理事会の決議により会長がこれを定める。

2 本会則は特に定めがある場合を除き、改正日より施行する。